

茨	城	労	働	局
栃	木	労	働	局
群	馬	労	働	局
埼	玉	労	働	局
発				表
平成 29 年 12 月 26 日				

担 当	茨城労働局労働基準部監督課 課長 瀧川 福実 電話 029-224-6214
	栃木労働局労働基準部監督課 課長 西川 聡子 電話 028-634-9115
	群馬労働局労働基準部監督課 課長 永田 卓也 電話 027-896-4735
	埼玉労働局労働基準部監督課 課長 高橋 仁 電話 048-600-6204

北関東4労働局が合同で実施した年末建設一斉監督の結果について ～471現場のうち半数で労働安全衛生法令に係る違反～

北関東の4労働局（茨城・栃木・群馬・埼玉）では、平成29年12月1日（金）から12月14日（木）までの間、**建設工事に対する一斉監督**を実施しました。

4労働局管内における建設業の労働災害が前年より増加しており、労働災害の防止に向けて監督指導を実施したものです。

本監督指導の実施結果は、別紙「北関東4局一斉建設現場監督指導実施結果」のとおりです。

【監督指導実施結果の概要】

○監督指導実施工事現場数

北関東4労働局管内の労働基準監督署が監督指導を実施した工事現場数：471現場

（下請業者を含めた全事業者数は2,038事業者）

うち、埼玉労働局管内は109現場（787事業者）

○法令違反の状況

- ・何らかの労働安全衛生法令違反が認められた現場数：235現場（49.9%）、下請業者を含めた違反事業者数：535事業者（26.3%）

うち、埼玉労働局管内は、55現場（50.5%）、123事業者（15.6%）

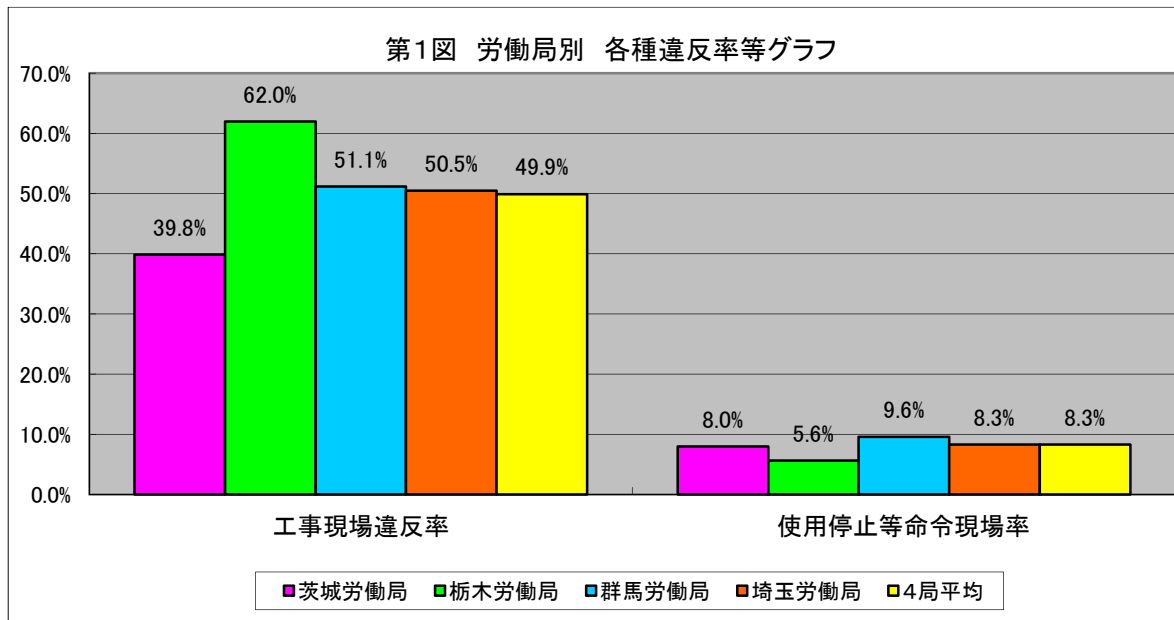
- ・このうち、高所作業において墜落防止措置（手すりを設置する等）が講じられていないなど、重篤な労働災害につながるおそれがあるとして、**足場設備等の使用停止命令等の行政処分**を行った現場数：39現場（82事業場）

うち、埼玉労働局管内は、9現場、15事業場

北関東4局一斉建設現場監督指導実施結果

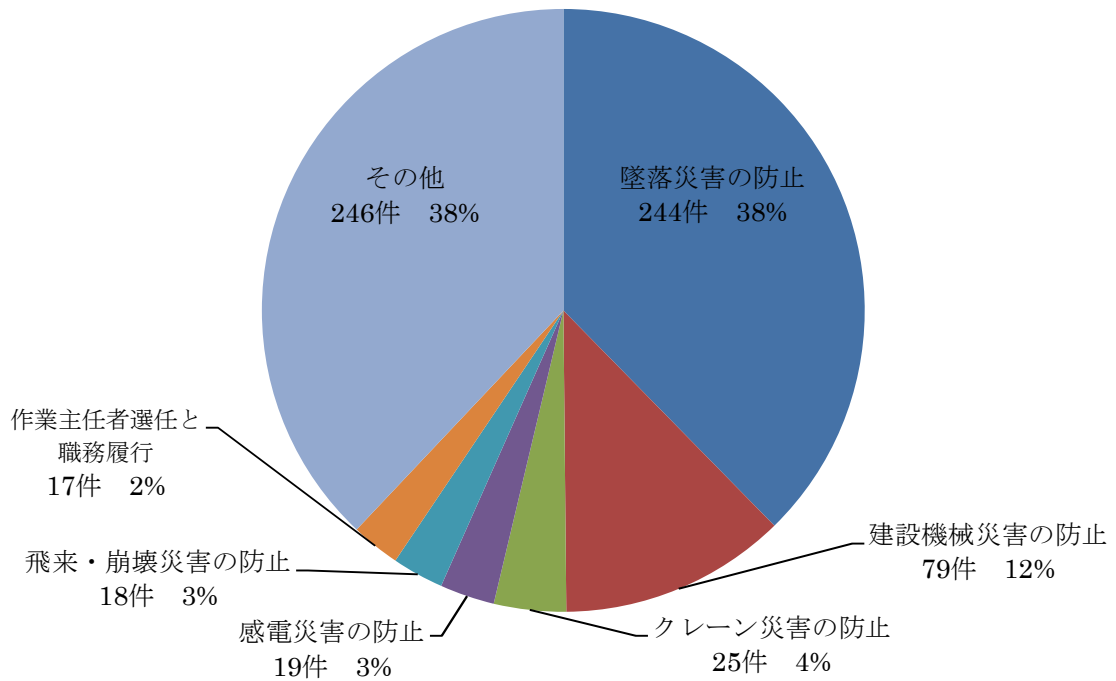
1 北関東4労働局における一斉建設現場監督指導実施結果については次のとおりです。

	茨城労働局	栃木労働局	群馬労働局	埼玉労働局	4局合計
監督実施工事現場数	113	71	178	109	471
うち違反工事現場数	45 (39.8%)	44 (62.0%)	91 (51.1%)	55 (50.5%)	235 (49.9%)
うち使用停止等処分現場数	9 (8.0%)	4 (5.6%)	17 (9.6%)	9 (8.3%)	39 (8.3%)
監督実施事業場数	368	358	525	787	2038
元請事業場数	113	75	178	109	475
うち違反事業場数	44 (38.9%)	43 (57.3%)	88 (49.4%)	49 (45.0%)	224 (47.2%)
下請事業場数	255	283	347	678	1563
うち違反事業場数	63 (24.7%)	72 (25.4%)	102 (29.4%)	74 (10.9%)	311 (19.9%)
使用停止等命令書交付事業場数	16 (4.3%)	15 (4.2%)	36 (6.9%)	15 (1.9%)	82 (4.0%)



2 主要違反事項の内訳をみると、墜落災害の防止に関する違反が 244 件（37.7%）と最も多く、以下、建設機械災害の防止に関する違反 79 件（12.2%）、クレーン災害の防止に関する違反 25 件（3.9%）、感電災害の防止 19 件（2.9%）の順で多くなっています。

主要違反事項別件数・割合



3 今後の方針

埼玉労働局では、平成 29 年 12 月 1 日～平成 30 年 1 月 15 日の間、「平成 29 年度埼玉年末・年始無災害運動」を実施中です。また、この期間だけでなく、集団指導、現場への立入、災害防止団体との連携などを通じて建設工事における労働災害防止に取り組んでいきます。

(参考) 主な法令違反の事例

事項	主な法令違反の態様
墜落災害の防止 (安衛則 519 条・653 条)	・高さが2メートル以上の足場や開口部について、墜落防止用の手すり等を取り付けていなかった。
飛来・崩壊災害の防止 (安衛則 537 条)	・資材等が落下する恐れのある場所に防網の設置や立入り禁止などの措置を講じていなかった。
感電災害の防止 (安衛則 349 条)	・高圧線の近くで移動式クレーンを用いて作業を行っているのに、高圧線へのブームの接触等による感電防止措置を講じていなかった。
建設機械災害の防止 (安衛則 158 条)	・車両系建設機械を用いての作業中、作業員への接触防止措置がとられていなかった。
クレーン災害の防止 (クレーン則 66 条の 2)	・建築現場での移動式クレーン作業について、予め作業方法等を定めていなかった。
作業主任者選任と職務履行確保 (安衛則 565 条)	・足場の組立て・解体等の作業において、有資格者から作業主任者を選任していなかった。
就業制限に係る業務 (安衛令 20 条)	・つり上げ荷重が1トン以上のクレーンによる玉掛け作業について、無資格の労働者が作業をしていた。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高さが 10 メートル以上の足場を 60 日以上設置するにもかかわらず、計画の届出がなされていなかった。(安衛則 85 条) ・アーク溶接の作業に際して防じん用マスクを使用させていなかった。(粉じん則 27 条)

* 安衛令:労働安全衛生法施行令 安衛則:労働安全衛生規則
粉じん則:粉じん障害防止規則 クレーン則:クレーン等安全規則